

公益社団法人日本超音波医学会技術賞選考内規

(平成 12 年 4 月 28 日制定)
 (平成 19 年 7 月 17 日改正)
 (平成 19 年 10 月 12 日改正)
 (平成 23 年 9 月 30 日改正)
 (平成 25 年 4 月 1 日改正)
 (平成 25 年 4 月 19 日改正)
 (平成 25 年 11 月 29 日改正)
 (平成 26 年 8 月 8 日改正)
 (平成 28 年 4 月 1 日改正)
 (令和 3 年 11 月 26 日改正)
 (令和 7 年 8 月 8 日改正)

1 目 的

超音波医学に関する新しい技術を開発する，または技術基盤の整備に貢献することにより超音波医学の発展に寄与することが期待される技術者あるいは技術グループを顕彰することを目的とする。

2 名 称

本賞は，超音波医学の発展に寄与する技術者あるいは技術グループを称えて技術賞と称する。

3 対 象

日本で開発された超音波医学分野の技術で，新しく実用化された技術，既存の製品に新しく組み込まれた技術又は超音波医用工学の国際標準化に寄与する技術を対象とする。

4 技術賞選考委員会

- 一 技術賞選考委員会委員長は，会員の中から技術賞選考委員若干名を任命し，技術賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を組織する。
- 二 選考委員会は，該当年度の技術賞に応募・申請された新技術を検討審査する。
- 三 選考委員会は，会員に対して本会誌により公告し，技術賞への応募・申請を促すとともに，役員及び代議員に対し該当する新技術の推薦を依頼する。
- 四 選考委員会は，役員及び代議員より推薦された技術のほかに，独自に若干の新技術を推薦できる。

5 選 考

- 一 技術賞の選考は，選考委員会の責任により行われる。ただし，選考対象者と直接利害関係を有する委員は選考に加わらない。
- 二 選考委員会は，応募・申請された新技術を対象に独創性(新規性)、有用性(実用性)、普及度の3項目に関して各5点満点で採点を行う。各技術の採点結果に基づき選考作業を行い，3件以内の技術賞候補を決定し，顕彰委員会に提出する。
- 三 顕彰委員会は選考委員会より提出された技術賞候補について審議してその結果を理事会に提出する。
- 四 理事会は，顕彰委員会において審査された技術賞候補の中から技術賞を決定する。

6 表 彰

- 一 技術賞に対する表彰を行い，賞状及び副賞 30 万円(日本円)を贈呈する。
- 二 技術賞受賞者名，該当技術名などを本会ウェブサイト等に掲載する。

7 改 廃

この内規の改廃は，顕彰委員会の発議により規約担当理事の議を経て，理事会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は，平成 12 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この内規の改正は，平成 19 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この内規の改正は，平成 19 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この内規の改正は，平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この内規の改正は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 25 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 25 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 26 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和 7 年 8 月 8 日から施行する。